

この削減指導方針は、瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号。以下「法」という。)第12条の4第1項の規定に基づき平成8年3月29日付け環水規第122号をもってなされた環境庁長官の策定の指示に従い、法第5条第1項に規定する府の区域について、窒素及びその化合物(以下「窒素」という。)並びに燐及びその化合物(以下「燐」という。)の削減に関し必要な事項を定めるものとする。

### 1 削減の目標

目標年度において、法第5条第1項に規定する府の区域において公共用水域に排出される窒素及び燐の量をそれぞれ現状より減少させること。

### 2 目標年度

目標年度は、平成11年度とする。

### 3 窒素及び燐の削減に関する指導の方針

#### (1) 生活系に係る方途

窒素及び燐の削減の実効をあげるためには、その排出量において割合の高い生活排水についての対策の促進を図る必要がある。

このため、下水道の整備の一層の促進を図るほか、地域の実情に応じ、し尿処理施設、合併浄化槽等の整備促進並びに適正な維持管理の徹底を図る。さらに、生活排水による負荷の軽減につながる施策を推進する。

#### ア 下水道の整備等

下水道整備5箇年計画に沿って下水道の整備を進めるとともに窒素及び燐に関する処理の高度化を図り、併せて終末処理場の維持管理の徹底に努める。

#### イ し尿処理施設の整備等

し尿処理施設の整備を進めるとともに、窒素及び燐に関する処理の高度化を図り、併せてその維持管理等の徹底に努める。

#### ウ 合併浄化槽等の整備

地域特性及び下水道整備との関連を配慮しつつ、大阪府生活排水処理計画に基づき、合併浄化槽、農業集落排水施設及びコミュニティ・プラントの整備を促進する。

## エ 浄化槽対策

- (ア) 新たに設置する一定規模以上の浄化槽に対し、除去効率の高い浄化槽の設置を指導する。
- (イ) 新たに設置する大規模浄化槽に対し、必要に応じ高度処理の導入を指導する。
- (ウ) 新たに設置する浄化槽における合併処理化を推進する。
- (エ) 必要に応じ既設の浄化槽の構造改善の推進及び浄化槽の維持管理の強化を指導する。

## オ 生活排水対策

一般家庭からの生活排水による負荷を軽減するため、「生活排水対策重点地域の指定」や「生活排水対策推進計画の策定」等を通じ、市町村と連携を図りながら、地域の実情に応じた生活排水処理施設の整備を図るほか、効果的な意識啓発の積極的な取り組みによる家庭での発生源対策等を計画的に推進することにより、窒素及び燐の削減効果の向上を期する。

## (2) 産業系に係る方途

産業排水については、次に掲げる方途により、窒素及び燐の削減を図る。

### ア 排水処理施設の導入

- (ア) 窒素及び燐を排出する施設の新設又は増設、排水処理施設の改善等の場合にあつては、窒素及び燐の除去効果の高い排水処理施設の導入を指導する。
- (イ) 既設の排水処理施設では窒素及び燐の除去効果が十分でなく、かつ、負荷量が多い場合にあつては、窒素及び燐の除去効果の高い排水処理施設の導入を指導する。
- (ウ) 小規模事業場に対し、必要に応じ除去効率の高い排水処理施設の設置を指導し、併せて窒素及び燐の削減を図る。

### イ 排水処理の適正化

排水処理における凝集剤及び栄養剤の添加の適正化並びに維持管理の徹底を指導する。

### ウ 副原料の転換等

窒素又は燐を含む副原料の転換、工程内で使用される窒素又は燐を含む添加物の無窒素化若しくは無燐化又は低減等を指導する。

### (3) その他の方途

その他の発生源については、次に掲げる方途により窒素及び磷の削減を図る。

#### ア 畜産排水等についての指導

排水処理施設の設置及び維持管理の徹底を指導するとともに、ふん尿の堆肥化及び有効利用を促進する。

#### イ 農業及び魚類養殖についての指導

田畑への施肥量及び施用方法の適正化を指導し、環境保全型農業を推進するとともに魚類養殖における投餌量等の適正化、堆積物の除去等による漁場管理の徹底が図られるよう指導を行う。

#### ウ 汚泥のしゅんせつ

海域及び河川における堆積汚泥のしゅんせつを逐次実施し、底質を改善する。

#### エ 河川等の直接浄化

河川等の直接浄化を推進し、水質の改善を図る。

#### オ 水質浄化機能の活用

海域での傾斜式護岸の導入、河川水量の確保等、自然環境が有する水質浄化機能の積極的な活用を図る。

### (4) 啓発及び指導

富栄養化防止についての府民及び事業者の理解を深め、窒素及び磷の削減施策の実効を期するため、市町村、関係府県、府民団体、社団法人瀬戸内海環境保全協会等の諸団体の協力を得て、啓発活動及び各種指導を実施する。

## 4 その他

この方針に定めるもののほか、窒素及び磷に係る削減指導に関し必要な事項は、「窒素及びその化合物並びに磷及びその化合物に係る削減指導要綱」で定める。

### (参考)

瀬戸内海環境保全特別措置法第5条第1項に規定する大阪府の区域において、平成6年度に公共用水域に排出された1日当りの窒素及び磷の量

	窒素	磷
総量	123.5トン	7.8トン
生活系	67.7トン(54.8%)	4.6トン(59.0%)
産業系	32.7トン(26.5%)	1.8トン(23.1%)
その他	23.1トン(18.7%)	1.4トン(17.9%)